



暮らしの判例



国民生活センター 消費者判例情報評価委員会

消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

高齢者に対する次々販売について販売業者に不法行為責任を認めた事例

高齢の消費者が、宝飾品等の販売業者から合計200回以上にわたって宝飾品等を購入した事例について、判断能力の低下した高齢者に対する過量かつ不必要な販売であり不法行為に該当するとして支払い済みの約5500万円と弁護士費用の合計額約6000万円の損害賠償を販売業者に求めた。裁判所は、販売業者が消費者の判断能力が相当程度低下していることを認識しまたは容易に認識し得た時期以降について不法行為を構成するとして、消費者の請求を一部認めた。(東京地方裁判所令和2年1月29日判決、『消費者法ニュース』124号303ページ掲載)

原告：X(消費者)
 被告：Y(宝飾品等販売業者)
 A：Xの息子で、2017年から成年後見人
 C：Yの女性販売員
 D：2011年4月から2015年3月、Yのa店の店長だった者

事案の概要

本件は、宝飾品等販売業者Yが、判断能力が低下したXに、2009年2月から2016年3月までの間に、過量かつ不必要な宝飾品、衣類等を繰り返して販売した行為に関し、XがYに対し不法行為による損害賠償金約6000万円(弁護士費用も含む)と遅延損害金の支払いを求めた事案である。Xは、2016年12月、アルツハイマー型認知症および脳血管障害との診断を受け、2017年2月、Aの申立てにより、家庭裁判所から後見開始・成年後見人としてAを選任する旨の審判を受け、その後、Aが法定代理人として提訴した。

Xは、運転手として稼働していた当時、中古車販売の営業の仕事をしていたCと知り合い、CがYに勤務するようになった2002年から、Cが担当する顧客としてYに来店するようになり、25年間のつき合いがあった。2009年頃(2008年9月にXの妻が要介護3の認定を受け、2013

年には施設に入居し、以後Xは一人暮らし)から、2016年の途中まで、ほぼ毎日、朝早く自宅を出てC宅を訪れ、夕方または夜までC宅に滞在して自宅に戻るといった生活を続けるようになり、C宅で風呂にも入るなどの関係にあった。

本件取引の期間における各年の販売金額は、2009年が約1100万円、2010年が約1100万円、2011年が約400万円、2012年が約500万円、2013年が約900万円、2014年が約1000万円、2015年が約500万円、2016年が50万円未満であり多くの取引は自社割賦である。2014年为例にとると、取引対象となった商品には、洗剤・シャンプー、足首サポーターといった日用品もみられるものの、ダイヤモンド・リング等、18金イタリアン・ネックレス等、18金デザイン・ネックレス等、ブラックダイヤ・ネックレス等といった高額な宝飾品を繰り返し購入している。本件取引の期間を通じて、程度の差はあるものの同様の傾向がみられ、特に2014年は、宝飾品が取引回数に占める頻度や額も多くなっ

ている。

裁判所の判断

● 本件取引の期間におけるXの経済状況

Xは、2009年から2016年にかけて、年間100万円以上の年金収入を得ていたほか、不動産の賃料により租税公課や修繕費用などを差し引いて年間数百万円の手取り収入を得ていた。また、2009年および2012年から2015年にかけて、所有する不動産を売却し、2009年、2012年はそれぞれ約4000万円の、2013年、2014年はそれぞれ約1400万円の、2015年は約1100万円の各譲渡収入を得ている一方、2012年11月には金融機関から約5300万円を借り入れ、毎月30万円以上を返済していた。また、Xは、2018年時点において、土地と建物をそれぞれ10以上有しており、これらの土地の同年の固定資産評価額は合計約2億円を超えている。Xが、2002年から2016年3月までの間、本件取引を含むYとの取引において、割賦代金の支払いを遅滞した形跡は証拠上見当たらない。

● 過量販売に関するYの認識可能性について

本件取引(2009年2月から2016年3月まで)の対象となった商品の種類や分量、回数、期間、取引当時のXの年齢、収入といった生活状況等に照らすと、客観的にみれば、本件取引は、Xにとって、その生活に通常必要とされる分量を著しく超えた過大な取引であったことは明らかというべきである。しかし、売買取引が客観的に買主にとってその生活に通常必要とされる分量を著しく超えた過大なものであったからといって、当該取引が当然に売主の買主に対する不法行為を構成するものではないから、さらに進んで、売主であるYにおいて、本件取引が買主であるXにとってその生活に通常必要とされる分量を著しく超えた過大な取引であることを認識していたと認められるか否かについて検討

する。Cは、本件取引が、Xにとって、その生活に通常必要とされる分量を著しく超えた過大な取引であることを認識していたものと優に推認することができる。Dは、本件取引の対象となった商品の種類、分量、回数、期間の事実を認識していたものと認めるのが相当である。そうであれば、Dは、本件取引が、高齢の男性であるXにとって、その生活に通常必要とされる分量を著しく超えた過大な取引であることを認識していたものと優に推認することができ、この推認を揺るがせるに足りる証拠はない。

● Xの判断能力について

しかし、どのような理由でどの商品についての程度の売買取引をするかは、基本的には個人の自由な判断に委ねられていること、Xの本件取引当時の収入や資産状況のほか、Xが本件取引により支払不能に陥るとか、その生活が困窮するというような状況にはなく、現に本件取引の間、Xが割賦代金の支払いを遅滞したという形跡もないことに照らせば、Xが健全な判断能力の下で自由に形成された意思に基づいて本件取引をしたのであったならば、Yが、Xとの間で本件取引をしたことが、直ちに社会通念上許容されない態様でXの利益を害する違法なものであったということはできないと解される。

Xは、2016年12月には、かなりの脳萎縮が見られ、アルツハイマー型認知症とされ、自己の財産を管理・処分することができない(後見相当)との診断を受けている。また、同年9月に実施されたHDS-R(後述)は14点であり、認知症の疑いがあるものとされる20点を下回り、中等度の認知機能の低下を示していた。同じく同月に実施されたMMSE(後述)は14点であり、認知症の疑いがあるものとされる23点を下回り、中等度またはやや高度の認知機能の低下を示していた。加えて、アルツハイマー型認知症は、その経過として、MMSEが1年間当たり3.3点ないし3.4点ずつ減少するとされるが、それ



を前提に計算すると、2016年9月時点で14点であったXのMMSEは、2013年12月頃には、認知症の疑いがあるものとされる23点程度に低下していた蓋然性^{がいぜん}が高く、当時において、Xが認知症であったと断定できるかどうかは別として、Xの判断能力は、高額な取引をするのに必要な能力という観点からは、既に相当程度低下していたものと認めるのが相当である。Xの判断能力は、2013年12月時点では、高額な取引をするのに必要な能力という観点からは、既に相当程度低下していたというべきであるが、この点のY側の認識について検討すると、Cは、Xとは、本件取引の場だけでなく日常生活においても密接な関係にあり、Dも、本件取引の場でXと直接に接しており、顧客であるXとの取引内容もチェックしていたことから、CとDは、遅くとも同月までには、Xの判断能力が相当程度低下している事実を認識し、または容易に認識し得たものと認めるのが相当である。

● Yの違法性について

CやDにおいては、本件取引が、Xにとって、その生活に通常必要とされる分量を著しく超えた過大な取引であることを認識していたのであるから、遅くとも、Xの判断能力が相当程度低下している事実を認識し、または容易に認識し得たと認められる2013年12月時点では、事業者であるYは、社会通念に照らし、信義則上、Xとの本件取引をいったん中断すべき注意義務を負っていたものというべきである。

以上によれば、2013年12月以降もYがXとの取引を中断せず、本件取引を継続したことは、社会通念上許容されない態様で買主であるXの利益を侵害したものとして、不法行為に該当し違法と評価されるべきものと解するのが相当である。そして、Yの不法行為を構成する2013年12月以降の本件取引によるXの支払済みの売買代金額合計は、約1600万円であるから、これが、Yの不法行為と相当因果関係のあるX

の損害であると認められる。



解説

本件判決は、高齢の男性に対する宝飾品類の次々販売について、本件の一連の取引が、消費者のその生活に通常必要とされる分量を著しく超えた過大な取引であり、Yはそれを認識していたものと優に推認することができる認めつつ、それだけでは不法行為には該当しないとした。不法行為該当性の判断については、(1)消費者の生活状況と経済状況、例えば、割賦金の支払いを遅滞するとか生活資金に事欠くなどの事情も含まれる(本件では、経済的には裕福であり、割賦金の支払い遅延はなかった)、(2)過量販売に関する販売業者の認識可能性、(3)消費者の判断能力、(4)販売業者による消費者の判断能力の低下の認識可能性、の4点が必要とされる。本件は、販売業者が消費者の判断能力が相当程度低下していることを認識し、あるいは容易に認識し得たであろう時期以降の取引について「社会通念に照らして、信義則上、消費者との取引をいったん中断すべき注意義務を負っていたにもかかわらず、中断せず取引を継続したこと」が社会通念上許容されないとして、不法行為責任を認めた。

消費者の判断能力は、契約締結時の能力が問題となるが、その時には、医療機関を受診していないことが多く、立証が難しい。本判決は、Xが2016年9月に医療機関で受診した際の各種の検査記録に基づき、アルツハイマー型認知症については、その経過として、MMSEが、1年間当たり3.3点ないし3.4点ずつ減少するとされる特徴を踏まえて、受診以前の2013年当時の判断能力について判断しており、参考となる。MMSEは、時間・場所の見当識、即時・遅延記憶、注意(計算)、物品呼称、復唱、口頭命令指示、読字、書字、図式模写の設問に答えさせ、認知症の構成要件である記憶、失行、失

認、視覚認知などを多角的に評価する手法であり、認知機能障害のスクリーニングとして、最も推奨され、国際的に広く用いられている。一般に23点以下が認知症の疑いがあるものとされ、MMSEの14点は、中等度またはやや高度の認知機能の低下を示すとされる。また、アルツハイマー型認知症については、その経過として、MMSEが、1年間当たり3.3点ないし3.4点ずつ減少するとされる。長谷川式簡易知能評価スケール(HDS-R)は、時間・場所の見当識、即時・遅延記憶、視覚性記憶、注意(計算、逆唱)、語の流暢性りゅうちやうに関する設問を通して、主に言語性を中心りかんに認知症の罹患を検査する手法である。一般にHDS-Rの点数が20点以下であれば、認知症の疑いがあるものとされ、HDS-Rの14点(2016年9月時点のX)は、中等度の認知機能の低下を示すとされる。VSRADは、患者の脳画像とあらかじめ搭載された脳画像データベースとを統計学的に比較することにより、患者の局所脳体積(脳の萎縮)を評価するソフトウェアであり、指標として、Zスコアが0~1はほとんど脳の萎縮が見られない、1~2は萎縮がやや見られる、2~3は萎縮がかなり見られるとされている(2016年9月時点のXは、Zスコアが2.01)。

本件判決は、Yは、Y主催の旅行にXが参加し会話などを楽しんでおり判断能力は低下していなかったと反論したが、企画された集団旅行に参加するのに必要な能力の程度と、高額こうがくの売買取引を行うのに必要な能力の程度は異なるのであって、Yが主張するような旅行に参加していたからといって、前記の認定を左右するに足りる事情ということとはできない、との判断を示した点も参考になる。

過失相殺については、①Xが、Aら親族に相談するなどして自ら本件取引を中止する余地もあったことは否定できないから、その損害の拡大につき、一定の帰責性を有する、②Aは、X

の子で、同一敷地内に住みXの財産管理等に関与しており、かつ、Xが判断能力の相当程度低下した状態で多額かつ大量の商品を購入していることを容易に認識し、認知症等に関する診察を受けるためにXを病院に連れて行くなどして、2013年12月以降の本件取引の継続による損害の拡大を阻止することができる立場にあったのに、2016年3月に至るまで、Xが本件取引を行っていることを認識せず、これを中断させるなどの介入をしなかったもので、Aには、Xの損害が拡大したことにつき一定の落ち度がある。以上より、過失割合は3割と認めるのが相当とした。しかし、これらの指摘は、消費者側にとって過酷に過ぎると思われる。

訪問販売や電話勧誘販売による次々販売には特定商取引法による過量販売解除制度がある。また、消費者契約法に取消事由として過量販売が追加された(2016年改正)ので、改正法施行後は、同種の商品や役務の次々販売の事例は、消費者契約法による取消しが可能となり、過失相殺は問題にならなくなった。ただし、過量販売の規制が及ばないような多種多様な商品による次々販売の事例については、本件判決は参考となる。

なお、**参考判例**は、2014年から2018年にかけて宝飾品の取引額合計約5500万円等の返還を求めた事例(2018年に保佐開始)である。不法行為責任および公序良俗違反について、基本的に本件判決と同じ解釈基準を取りつつ、「判断能力はある程度低下していたものの、自由に判断する能力も残されていた」として不法行為も公序良俗違反も否定したが、2017年以後の取引について、消費者契約法4条4項による取消しを認めたものである。

参考判例

東京地裁令和2年6月30日判決(ウエストロー・ジャパン、LEX/DB)